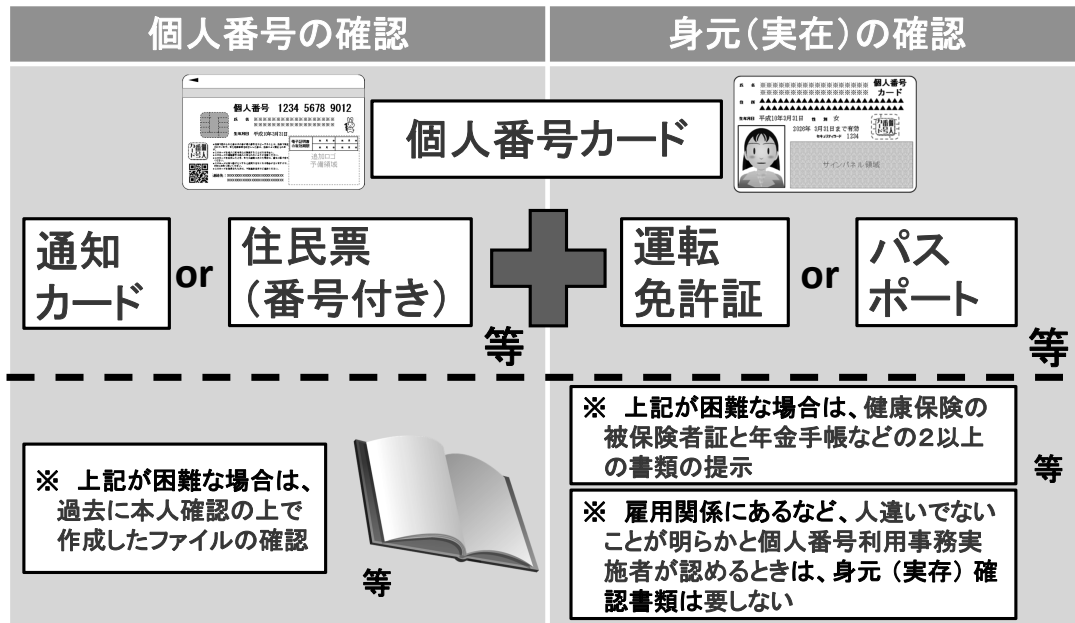


マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。



12

罰則の強化

	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似既定の罰則		
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用	3年以下の懲役or150万以下の罰金(併科されることあり)	—	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
	特定個人情報保護委員会の委員長、委員、事務局職員が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	2年以下の懲役or100万以下の罰金	—	—	1年以下の懲役 or 30万以下の罰金
	国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	—
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or200万以下の罰金(併科されることあり)	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	—	—
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用	3年以下の懲役or150万以下の罰金(併科されることあり)	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	—	—	—
	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万以下の罰金	—	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	委員会による検査等の際に、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金

13

民間事業者も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。



14

税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバーが記載された申告書等の提出の時期は、以下のとおりです。



番号制度導入後（平成28年1月1日以降）は、申告書・法定調書等の提出に当たり、当該提出者等に係る番号を記載します。

税務関係書類への一般的な場合の番号の記載及び提出時期は以下のとおりです。

		記載対象	番号の記載及び提出時期（一般的な場合）
所得税	(国税)		
個人住民税	(地方税)	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで） （個人住民税及び個人事業税は平成29年3月15日まで）
個人事業税	(地方税)		
法人税	(国税)		
法人住民税	(地方税)	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで（延長法人は平成29年3月31日まで）
法人事業税	(地方税)		
法定調書	(国税)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（注）	(例) 平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
支払報告書	(地方税)	平成28年分の支払報告書から	(例) 平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	(国税・地方税)	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注) 平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができます。

15

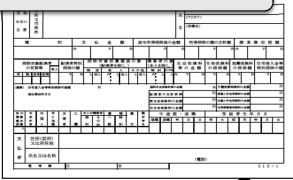
税や社会保障関係の書類に マイナンバーの記載欄が加わります


☞ (例) 給与所得の源泉徴収票

マイナンバー制度導入後

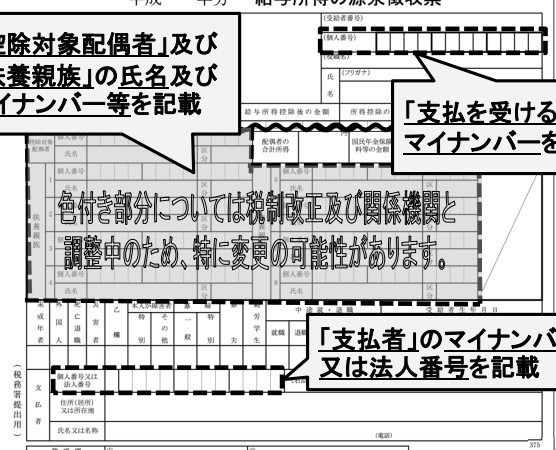
注意:平成27年3月31日現在のイメージです。
確定様式ではありません。

マイナンバー制度導入前





マイナンバー制度導入後



用紙サイズ A6⇒A5※

※ 用紙サイズの変更に合わせて全体のレイアウトが大幅に変更になります。


「控除対象配偶者」及び「扶養親族」の氏名及びマイナンバー等を記載

「支払を受ける者」のマイナンバーを記載

色付き部分については税制改正及び関係機関と調整中のため、特に変更の可能性があります。

「支払者」のマイナンバー又は法人番号を記載

新様式になる手続書類のほとんどは、
マイナンバーを記載する箇所が増えるだけだよ!



社会保障関係書類（事業主提出）への マイナンバーの記載時期は、以下のとおりです。



分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等	平成28年1月1日提出分～
	以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	
健康保険・ 厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等	平成29年1月1日提出分～
	以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等(※)	平成28年1月1日提出分～

- ※ 厚生年金保険・健康保険の新規適用届と事業所関係変更届については、厚生年金保険制度等の改革の一環として、平成27年6月から新たに「会社法人等番号」の記載をしていただくこととしています。この「会社法人等番号」の記載欄は、平成28年1月からはマイナンバー制度により国税庁長官が指定する「法人番号」の記載欄となります。
- 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要があります。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要があります。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定。
 - その他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いをする予定です。
 - 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

マイナンバー制度の施行に向け 準備を進めてください。



まず、対象業務を洗い出した上で、組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など対処方針を検討し、組織として決定してください。

個人番号の流れ	利用場面の例	対象業務の例	対処方針を決めるべき項目例
取得 (本人・扶養家族)	入社	納税手続	社内規程の見直し (基本方針、取扱規程)
安全管理措置	身上関係 変更 (結婚、 被扶養者追加等)	年末調整、 源泉徴収 等	システム対応 (改修等)
保管	休職・復職	社会保険 関係手続	安全管理措置 (組織体制、担当者の監督、 区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)
利用	組織異動 (分社、出向等)	雇用保険、 健康保険、 厚生年金 保険等	社員研修・勉強会の実施
提供	証明書発行		
開示・訂正・利用停止	退社		
廃棄			

詳細は、特定個人情報保護委員会のガイドライン等で確認してください。

18

マイナンバーの取扱いを分かりやすく 解説したガイドラインがあります。



マイナンバーに対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
- 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。



法律では、マイナンバーの**利用範囲を限定**し、**利用目的を超えた目的での利用を禁止**するなど保護措置を規定しています。

ガイドラインの趣旨

- 法律で規定された**保護措置及びその解釈**について、**具体例を用いて分かりやすく解説**しています。
- 民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

19

マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

○マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。本人の同意があったとしても、利用目的を超えて利用することはできません。※例：マイナンバーを社員番号に利用することはできません。

【マイナンバーの提供の要求】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

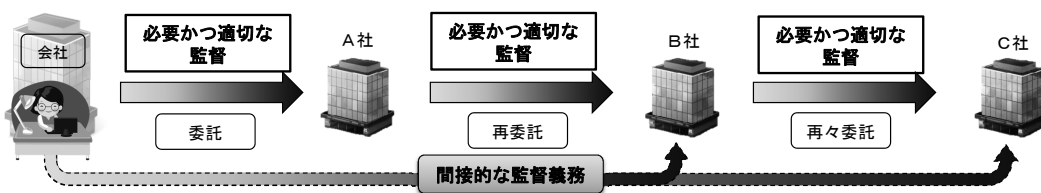
○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

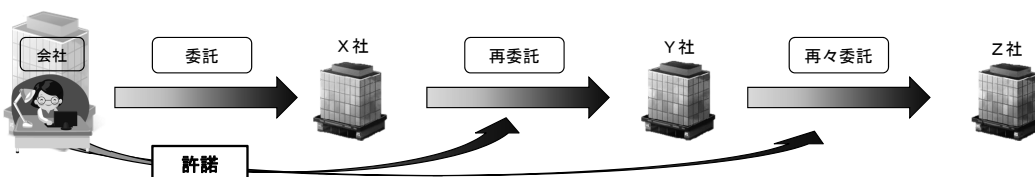
20

マイナンバーを利用する事務の委託先・ 再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

21

マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です。



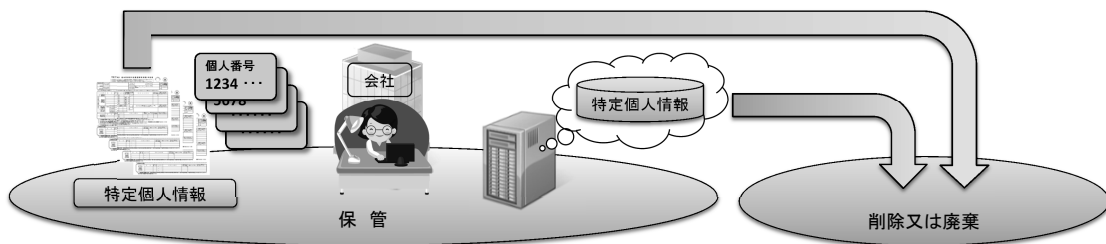
【安全管理措置】

- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



22

マイナンバーの 保管（廃棄）にも制限があります。



【特定個人情報の保管制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

23

マイナンバー広報 基本方針 (27年6月時点)

- 政府広報等での一般国民向け広報と、説明会等の民間事業者向け広報を総合的に展開
- 27年1月から、準備に着手が必要な民間事業者向けの説明会を重点的に実施
- 政府広報等は3月を第1弾とし、27年度も集中広報期間を設け、一般国民向け、民間事業者向けの広報を全面展開

《 当面の目標 》

一般国民向け

マイナンバーを聞いたことがない人を減らす

27年1月 3割程度 ⇒ 26年度末 1～2割 ⇒ 27年夏 0%

民間事業者
向け

マイナンバーの準備を始めている事業者を増やす

27年1月 1割程度 ⇒ 26年度末 2～3割 ⇒ 27年夏 6～8割



一般国民向け広報

- ◆ 3月(第1弾)、夏(通知3か月前)、9～10月(通知前)、12月(28年1月からの利用開始前)に集中広報を展開
 - ◆ 政府広報等による多様なメディアの活用
 - ・現役世代、高齢者、若者、女性、障害者、外国人など、多様な世代・対象にきめ細かなアプローチ
 - ・テレビ、新聞、ラジオ、雑誌、WEB等の多様なメディアを活用
- 3月～
テレビCM、新聞記事下広告、新聞折込広告
ラジオ、雑誌、WEB広報、動画DVD 等

民間事業者向け広報

- ◆ 政府広報等でのメディアの活用(専門紙、スポーツ紙、週刊誌、動画DVD、事業者向けリーフレット等)に加え、特に民間事業者向けの説明会を重点的に実施
 - ・特定個人情報保護委員会の民間事業者向けガイドラインや、税・社会保障関連情報の周知
- ⇒ 経済団体等と連携し、説明会の開催
- ⇒ 各省庁、地方自治体に広報実施・協力依頼
- ⇒ 経済団体等に広報協力依頼
- ⇒ 税理士会、社労士会等への協力依頼
- ⇒ 各省庁から所管業界への働きかけ

24

平成26年度以降 マイナンバー広報(平成27年6月時点)

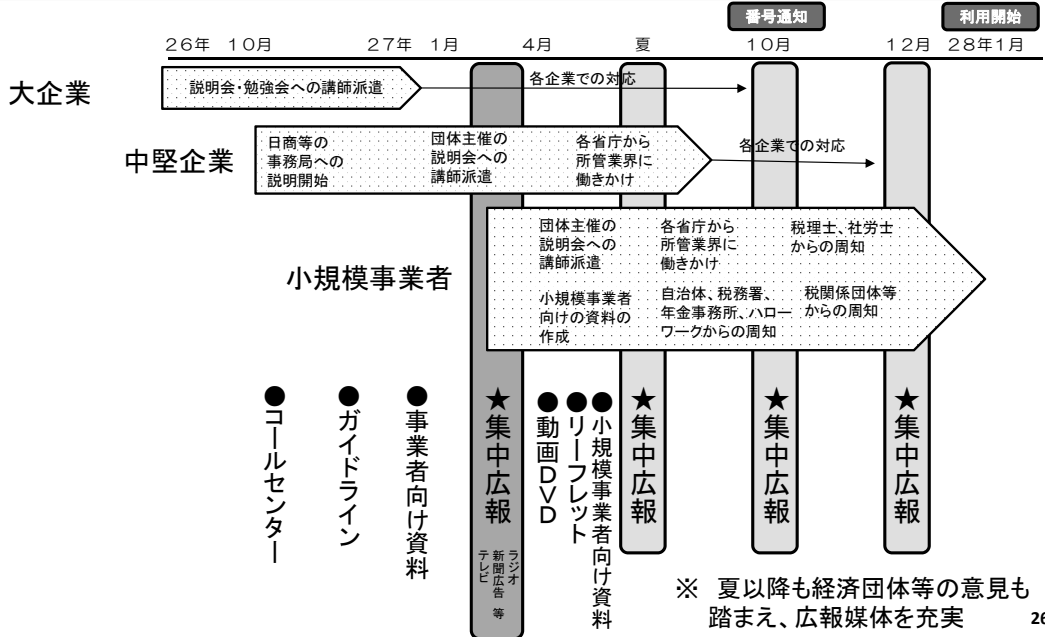
- ホームページ、ツイッター、フェイスブック、TV番組、ラジオでの情報発信
- ポスターの作成・掲示
 - ・ 地方自治体、税務署、年金事務所、ハローワーク等で掲示
- コールセンターの開設 (26年10月～)
- 事業者向け説明資料・FAQ (よくある質問)
- 事業者向け説明会 (27年1月～)
- 各省庁、地方自治体、業界団体等への広報実施・協力依頼 (27年2月) (27年6月 総務省)
- 政府広報 (27年3月から順次)
 - ・ TVCM、ラジオ、新聞広告(記事下・折込)、専門紙、スポーツ紙、週刊誌、WEB、動画DVD、事業者向けリーフレット等
- 障がい者向け広報
 - ・ 視覚障がい者向け広報媒体、聴覚障がい者向け相談対応
- 外国人向け広報
 - ・ ホームページで英中韓西葡の5か国語で制度概要やQAを提供
- 中小事業者向けチラシの作成・配布
 - ・ 各省庁、地方自治体、経済団体等への配布
- PRキャラクター「マイナちゃん」を活用した広報
 - ・ 全国で開催されるイベントへの参加、ご当地キャラとのコラボ等



25

マイナンバー 事業者向け広報展開(案)

- 周知広報の対象を 大企業 ⇒ 中堅企業 ⇒ 小規模事業者 と順次拡大
- 特に小規模事業者向けには以下の対応を関係省庁とも協力して展開
 - ・わかりやすい資料の作成
 - ・各省庁から所管業界への働きかけ
 - ・マスメディア等を活用した集中広報
 - ・自治体、税務署、年金事務所、ハローワークからの周知



民間事業者への説明会などで使える資料

内閣官房ホームページ	資料概要	内容
<p>内閣官房 マイナンバー 社会保障・税番号制度</p> <p>マイナンバー 社会保障・税番号制度 国民生活を支える社会的基盤として、社会保障・税番号制度を導入します。</p> <p>ホームページ 自治体向け 研修資料 事業者向け 研修資料 個人向け 研修資料</p> <p>ダウンロード可能資料</p> <p>自由にダウンロードしてお使いいただける資料です。</p> <p>こちらの「フリーダウンロード資料」中に掲載されている資料は、ご自由にダウンロード・プリントアウトして各セミナーや情報収集にご利用いただけます。</p> <p>資料をご利用される際、事前のご連絡は不要です。(資料中のマイナンバーについては、ロゴマークの使用申請は不要です。)</p>	<p>●動画でみるマイナンバー制度 制度について動画で理解することができます。マイナンバーが分かりやすく解説してくれます。(ダウンロード可能ですので、研修等にもご活用いただけます)</p> <p>●これだけは事前に知っていただきたいこと資料 (PDF: 9.08MB) もともとは紙芝居用につくられた資料です。マイナンバー制度について、これだけは知っていただきたい事項を記載しています</p> <p>●広報資料のサマリー版はこちら(PDF: 995KB) (制度のサマリー版です。1枚紙で制度を周知したいときなどにご活用ください。)</p>	<p>マイナンバー 10月</p> <p>※覚えておきたい4つのこと</p> <p>1つ目 住所確認!!</p> <p>現在の住まいの住所と住民票の住所が異なる場合には、住所変更を事前に受け付けることができない可能性があります。</p> <p>※原則として、マイナンバーは、住民票が記載された住所にのみ記載されます。</p> <p>マイナンバーが国民のみなさまのものと同一です!</p> <p>マイナンバーが国民のみなさまのものと同一です!</p> <p>マイナンバーが国民のみなさまのものと同一です!</p>
	<p>●中小企業向け ポイント資料(入門編) (PDF: 2.26MB) もともとは商店街を対象に、マイナンバー制度を紙芝居で広めるために作成した13ページの資料です。スライド下にポイントを5つに絞って記載しており、細かいところまで分かりやすく、見やすく再作成しています</p>	<p>事業者の対応例</p>
	<p>●マイナンバー導入チェックリスト1枚紙(両面刷り) (PDF: 459KB) マイナンバー導入まで何をしなければいけないのか、スケジュールを確認できるものとなっております。参考チェック項目はたったの7つ! 自治体のほか、税務署、年金事務所、ハローワーク等、たくさんの方に目につくような場所に置いていただき、幅広くご活用いただけるものとなっております。</p>	<p>平成27年10月</p> <p>マイナンバーが国民のみなさまのものと同一です!</p> <p>マイナンバーが国民のみなさまのものと同一です!</p> <p>マイナンバーが国民のみなさまのものと同一です!</p>